

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は理由がないことから、棄却することが相当である。

第2 事案の概要

- 1 処分庁は、令和2年9月18日、令和2年度市民税・県民税における扶養親族の調査において、審査請求人の子である〇〇〇〇及び〇〇〇〇（以下「子」という。）を扶養親族とする申告が重複していることが判明したため、審査請求人及び審査請求人の元夫である〇〇〇〇（以下「元夫」という。）に対して、扶養親族調査書を送付した。
- 2 処分庁は、令和2年〇〇月〇〇日、審査請求人及び元夫から、それぞれ自身が子を扶養する旨の回答書を受理した。
- 3 処分庁は、令和2年11月2日、子を元夫の扶養親族に当たると判断した上で、審査請求人に対して、令和2年度市民税・県民税特別徴収税額の決定処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 審査請求人は、令和2年12月23日付けで、松戸市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

（ 省略 ）

2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件処分に違法又は不当な点はないとして、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 二以上の納税義務者がある場合の扶養親族の所属について

ア 二以上の納税義務者の扶養親族に該当する者がある場合には、これらの納税義務者のうちいずれか一の納税義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなされ（地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第3項及び第292条第3項）、その決定方法については、納税義務者の提出する申告書等（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の3の4及び第46条の4に規定する申告書、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書をいう。以下同じ。）の記載によることとされている（地方税法施行令第7条の3の4第1項及び第46条の4第1項）。

しかし、それらによっていずれの納税義務者の扶養親族とするかを定められないときは、当該二以上の納税義務者のうち前年の地方税法第32条第1項及び第313条第1項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「総所得金額等」という。）が最も大きいものの扶養親族とされる（地方税法施行令第7条の3の4第2項及び第46条の4第2項）。

イ 本件において、審査請求人及び元夫について、それぞれの給与の支払をする者から市に対して提出された給与支払報告書には、子を対象とした扶養控除が明記されており、子は、審査請求人及び元夫という2人の納税義務者の扶養親族に該当する。

そして、両者の給与支払報告書によると、子は、両者の扶養親族として重複しており、処分庁では、いずれの納税義務者の扶養親族とするかを定めることができなかった。

そして、元夫の平成31年中の総所得金額等は、審査請求人の当該額を上回っていたことから、子は、元夫の扶養親族にのみ該当するものとみなされる。

(2) 所得税法（昭和40年法律第33号）及び所得税法施行令（昭和40年政令第96号）（以下「所得税法等」という。）の規定について

ア 所得税法施行令第219条第2項第1号の規定について

所得税法等においては、二以上の居住者の扶養親族に該当する者がある場合における扶養親族の決定方法について、居住者の提出する申告書等の記載によることとされているが（所得税法施行令第219条

第1項)、それらによっていずれの居住者の扶養親族とするかを定められないときは、その年において既に一の居住者が申告書等の記載によりその扶養親族としている場合には、その親族は、その居住者の扶養親族とし(所得税法施行令第219条第2項第1号)、それによっても定められないときは、当該二以上の居住者のうち総所得金額等の合計額又はその合計額の見積額が最も大きいものの扶養親族とされる(所得税法施行令第219条第2項第2号)。

地方税法等(地方税法及び地方税法施行令をいう。以下同じ。)においては、二以上の納税義務者がある場合の扶養親族の所属についての規定は(1)アのとおりであり、申告の先後により決する旨の所得税法施行令第219条第2項第1号に相当する規定は地方税法施行令にはないため、当該判断の結論に影響を与えるものではない。

審査請求人は、地方税において、所得税法施行令第219条第2項第1号に相当する規定がないのであれば、原則として地方税は所得税に準ずるとされているので、所得税と同様に扶養控除を考えるべきである旨を主張するが、地方税に所得税法等の規定が直接適用されることはなく、地方税に所得税法等の規定を準用する場合には、準用規定が置かれるが、地方税法施行令には、同号を準用する旨の規定がないことは明らかであるので、同規定を準用する余地はない。

イ 所得税法施行令第218条第1項ただし書の規定について

所得税法施行令第218条第1項ただし書について、控除対象扶養親族の差替えは、居住者が提出する申告書等に異なった記載をすることにより認められ、これは夫婦が同時に、それぞれが先に提出した申告書等に異なる記載をすることをいうと解されている。

これに相当する規定は地方税法施行令にはないため、本件処分の判断に影響を与えるものではない。

第4 審査会の判断

審査会における諮問に係る判断は、審理員の意見とほぼ同旨であり、その要旨は、以下のとおりである。

1 本件処分に係る法令等の規定について

(1) 二以上の納税義務者がある場合の扶養親族の所属について

ア 二以上の納税義務者の扶養親族に該当する者がある場合には、これらの納税義務者のうちいずれか一の納税義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなされる（地方税法第23条第3項及び第292条第3項）。

そして、その決定方法については、納税義務者の提出する申告書等の記載によることとされているが（地方税法施行令第7条の3の4第1項及び第46条の4第1項）、それらによっていずれの納税義務者の扶養親族とするかを定められないときは、当該二以上の納税義務者のうち前年の総所得金額等が最も大きいものの扶養親族とされる（地方税法施行令第7条の3の4第2項及び第46条の4第2項）。

イ 本件において、子が審査請求人及び元夫の扶養親族に該当することについて争いはない。

そして、両者の給与支払報告書によると、子は、両者の扶養親族として重複しており、処分庁では、いずれの納税義務者の扶養親族とするかを定めることができなかった。

そうすると、アのとおり、二以上の納税義務者のうち前年の総所得金額等が最も大きいものの扶養親族とされるが、本件審査請求において、元夫の平成31年の総所得金額等が審査請求人の当該額を上回っていたことについては、争いが無い。

よって、子は、元夫の扶養親族にのみ該当するものとみなされるから、令和2年度の地方税の賦課決定に関しては、子は元夫の扶養親族に当たる。

(2) 所得税法等の規定について

ア 審査請求人は、所得税では、扶養親族の申告が重複する場合、先に勤務先に給与所得者の扶養控除等申告書を提出した方が優先される（所得税法施行令第219条第2項第1号）のであるから、地方税において同様の規定がないのであれば、原則として地方税は所得税に準ずるとされているので、所得税と同様に扶養控除を考えるべきである旨を主張する。

イ しかしながら、地方税に所得税法等の規定が直接適用されることは

なく、地方税に所得税法等の規定を準用する場合には、準用規定が置かれるが、地方税法施行令には、所得税法施行令第219条第2項第1号を準用する旨の規定がないことから、同号の規定を準用することはできず、審査請求人の主張に理由はない。

(3) 以上から、子を元夫の扶養親族に当たると判断した上でした本件処分に違法又は不当な点は認められない。

2 審査請求人の令和2年度市民税及び県民税について

(1) 個人市民税及び県民税の額は、前年中の所得金額を基礎として算出されるところ、審査請求人の令和元年中の合計所得金額は〇〇〇円である。

(2) そして、本件処分時において、扶養親族等がない場合で、合計所得金額が350,000円を超える場合は、所得割、均等割ともに課税となるところ、審査請求人は、いずれも課税の対象となる。

(3) 課税所得金額は、(1)の合計所得金額から所得控除を差し引いた額である。

審査請求人の場合、所得控除合計額は、〇〇〇円（社会保険料控除〇〇〇円、生命保険料控除〇〇〇円、基礎控除330,000円）であるから、〇〇〇円が課税所得金額となる（地方税法第20条の4の2第1項により、1,000円未満切捨て）。

(4) 所得割は、納税義務者の所得金額に応じて課税されるものであるが、その額は、(3)で算出した課税所得金額に税率（市民税6%、県民税4%）を乗じた額から調整控除及び税額控除を差し引いた額である。

なお、調整控除とは、人的控除額の差に基づく負担増を調整するための減額措置であるが、課税所得金額が200万円を超える場合は、人的控除額の差の合計額から、課税所得金額から200万円を控除した額を差し引いた額（5万円に満たない場合は5万円とする。）に5%（市民税3%、県民税2%）を乗じた額が控除される。

審査請求人の場合、人的控除額の差の合計が〇〇〇円、課税所得金額が〇〇〇円であるため、市民税及び県民税の所得割額は、それぞれ以下のとおりとなる。

ア 市民税所得割額

$$\text{〇〇〇円} \times 6\% = \text{〇〇〇円} \dots \text{①}$$

調整控除	〇〇〇円 × 3% =	〇〇〇円…②
税額控除		〇〇〇円…③
市民税所得割額	① - ② - ③ =	〇〇〇円
イ 県民税所得割額		
	〇〇〇円 × 4% =	〇〇〇円…①
調整控除	〇〇〇円 × 2% =	〇〇〇円…②
税額控除		〇〇〇円…③
県民税所得割額	① - ② - ③ =	〇〇〇円

(5) 均等割の課税額は、納税義務者の所得金額の多少にかかわらず一定であって、令和2年度の市民税均等割額は3,500円、県民税均等割額は1,500円である。

(6) (4)及び(5)により、審査請求人の市民税合計額は〇〇〇円及び県民税合計額は〇〇〇円（地方税法第20条の4の2第3項により、それぞれ100円未満切捨て）と算出され、令和2年度合計年税額は〇〇〇円となる。

(7) 以上により、処分庁は、地方税法の規定に基づき、審査請求人の令和2年度市民税・県民税の賦課額を決定しており、本件処分が違法又は不当であったとはいえない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

(1) 審査請求人の主張について

ア (省略)

イ しかしながら、地方税においては、1(1)のとおり、二以上の納税義務者の扶養親族に該当する者がある場合において、納税義務者の提出する申告書等の記載によっていずれの納税義務者の扶養親族とするかを定められないときは、当該二以上の納税義務者のうち前年の総所得金額等が最も大きいものの扶養親族とされる（地方税法施行令第7条の3の4及び第46条の4）のであるから、扶養親族の申告の先後は、本件審査請求の結論に影響を与えるものではない。

ウ よって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(2) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却することが相当である。

第6 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、以下のとおりである。

令和3年11月10日 審査庁からの諮問

令和3年12月10日 審議

令和4年 1月19日 審議